

松江市本庁案内地図表示板広告事業プロポーザル実施要領

1 目的

市の収入を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、市の所有する資産に有償で民間企業等の広告を掲載する事業を実施する。

この広告事業の一環として、市役所本庁内において庁舎案内地図・周辺地図・本日の行事予定等（以下「掲載情報」という）及び広告を掲載するための表示板を設置・運用する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するもの。

2 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 事業名称 | 松江市本庁案内地図表示板広告事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「松江市本庁案内地図表示板広告事業仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の翌日から令和12年3月31日まで |

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 現に広告代理店を営む者であること。
- (2) 掲載情報を制作することができること。
- (3) 表示板機器を設置し、その後の運用管理ができること。
- (4) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納が無いこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。

5 選定スケジュール

- (1) 実施要領等の公開（ホームページ）：令和7年12月25日（木）
- (2) 質問の受付締切：令和8年1月15日（木）正午必着
- (3) 質問に対する回答通知：令和8年1月19日（月）

- (4) 参加意思確認書の提出締切：令和8年1月21日（水）正午必着
- (5) 企画提案書等の提出締切：令和8年1月23日（金）正午必着
- (6) 審査会開催：令和8年1月26日（月）～令和8年1月28日（水）
※企画提案書等での選考を基本とし、対面でのプレゼンテーションは行わない予定。ただし必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。
- (7) 審査結果の通知：令和8年1月30日（金）正午までに通知を行う。
- (8) 契約締結予定日：令和8年2月13日（金）

6 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付けます。

（1）質問の受付

- ①提出書類：質問書（様式2）
- ②提出期限：令和8年1月15日（木）正午必着
- ③提出方法：電子メール
- ④提出場所：末尾記載の問い合わせ先と同じ。

（2）質問に対する回答

- ①回答日：令和8年1月19日（月）
- ②回答方法：プロポーザル参加者全員の、電子メールアドレス宛に回答する。

7 プロポーザル参加意思の確認

このプロポーザルへの参加については、（様式1）により意思表示を行うこと。

なお、提出期限までに提出が無い場合は不参加とする。

- （1）提出書類：参加意思確認書（様式1）
- （2）提出期限：令和8年1月21日（水）正午必着
- （3）提出方法：持参又は郵送（「参加しない」場合はFAXによる提出も可）
- （4）提出場所：末尾記載の問い合わせ先と同じ。

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

なお、提出書類は、A4判（縦横問わず）または、A3判（A4サイズに折り畳む）で作成すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書（添付書類含む）	様式3 及び任意様式	10部
2	業務実績報告書	様式4	10部

- (2) 提出期限：令和8年1月23日（金）正午必着
- (3) 提出方法：持参に限る。
- (4) 提出場所：末尾記載の問い合わせ先と同じ。

9 審査委員会

審査に当たり、市役所内に「松江市庁舎案内地図表示板広告事業プロポーザル審査委員会」を設置し、事業者を選定する。

10 審査方法

(1) 実施期間

令和8年1月26日（月）～令和8年1月28日（水）

(2) 審査内容

参加事業者からの企画提案書等に対して審査項目に基づき採点を行い、最高得点者（最優秀提案者）を第一優先交渉権者として特定する。なお、次点は第二優先交渉権者とする。

審査項目		審査基準
1	企画点	事業者の意欲、熱意 業務に対する取組意識が高く、熱意が感じられるか。
2		業務内容、実施手法、独創性 仕様に基づき、その目的、条件、内容を理解した適切な提案となっているか。 アイデアや独創性がみられるか。
3		作業工程の妥当性 作業工程が具体的で妥当性を含め実現可能なスケジュールとなっているか。
4		市へ払う広告料等の合計額 金額が妥当か。
5		実施体制 広告の募集、掲載情報の作成等、それぞれの作業実施体制は妥当か。 機器の故障、問い合わせ等に対して適切な対応が可能か。
6	実施点	業務実績 同種または類似の業務実績はどの程度あるか。

(3) 審査方法

企画提案書等での選考を基本とし、対面でのプレゼンテーションは行わない予定。
ただし必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年1月30日（金）正午までに審査参加事業者に対し、電子メ

ールアドレス宛に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1.1 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本事業候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本事業候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

1.2 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 提出期限以降の参加意思確認書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、公平性、透明性及び客觀性を期するため公表することがある。
- (6) 参加意思確認書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (7) 電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。

1.3 問い合わせ先

所在地：〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

担当部署：松江市財政部資産経営課庁舎管理係

担当者：生和、小川

TEL：0852-55-5183（直通）

FAX：0852-55-5570

電子メール：chosyakanri/atmark/city.matsue.lg.jp

（/atmark/を@に変更して下さい。）